

京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係の適正化及び労働環境の確保に関する指針の要旨

H2907改定版

1 趣旨

本指針により、京都府が発注する全ての建設工事（除草等委託契約書に基づく業務委託を含む）において、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図っていきます。

2 内容

● 「一括下請負の禁止等」について （指針第3）

- 下請負人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負の禁止に加えて、下請負の次数を制限します。
 - ・ 建築一式工事は、3次下請まで。
 - ・ 建築一式工事を除く建設工事は、2次下請まで。
 上記に示した請負の次数を超える場合、工事着手前に、重層下請理由書（様式第1号）と賃金水準の分かる資料の写し（賃金台帳等）を提出する必要があります。

● 「下請負人の選定」について （指針第4）

- 府の指名停止措置、下請参加停止者に指定されている者は、下請参加することは出来ません。
- 京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するようお願いします。
- 京都府外に本店を有する者から下請負人を選定する場合、下請工事契約時チェックリスト（様式第2号）に理由を記載する必要があります。
- 下請契約を暴排条例に規定する暴力団員等との間で締結してはならない。
- 暴排条例に定める誓約書（下請負人との契約総金額が150万円以上の場合）を下請負人から徴取する必要があります。

● 「下請契約の締結及び履行」について （指針第6）

- 下請契約を締結するときには、下記の条件を遵守する必要があります。
- 指針に定める事項を記載した下請契約書により契約を締結し、その写しと下請工事契約時チェックリスト及び誓約書の写し（建設業の許可を有していない者が誓約したものに限る。）を直接請負者に提出すること。
 - ※直接請負者とは、府工事等を京都府から直接請け負った者をいう。
 - 元請負人は全ての下請契約が適正になされているか、確認する必要があります。
 - ＜下請契約書に記載が必要な項目＞
 - ・ 関係法令の遵守
 - ・ 京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守
 - ・ 是正及び調査への協力
 - 必要な原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。
 - 建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定しないこと。

●「請負代金の支払」について

(指針第7)

元請負人は、出来形相当部分及び工事完成後の支払に相応する下請代金を1月以内に支払う必要があり、当該期間内においてもできる限り短い期間内に支払うよう努める必要があります。

●「建設労働者の雇用条件の改善」について

(指針第9)

労働関係法令を遵守し、建設労働者の雇用条件の改善を図る必要があります。

●「施工体制の把握」について

(指針第10)

- 全ての建設工事について下請契約を締結する場合、施工体系図を作成し、見やすい場所に掲げるとともに、全ての下請契約書の写しとともに、京都府に提出する必要があります。
- 建設業法に基づき、施工体制台帳を作成した場合は、工事現場に備えるとともに、京都府に提出する必要があります。

●「府の指導、助言、指示」について

(指針第11)

京都府は、この指針の趣旨の徹底を図ります。

- 指針に違反等をし、工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合は、直接請負者に対し必要な措置を講ずるように指示します。
- 違反内容が重大であって、直ちに是正等が必要と認めた場合には、京都府と直接請負者の合同調査を行います。
- 是正を求める府からの指示に、正当な理由なく従わないときは、
 - ・ 指名停止措置要領に基づく措置
 - ・ 下請参加停止者として指定し府工事等の下請負人としての参加を認めない等処分を行うことがあります。

●「下請参加停止者の指定期間及び公表方法」について

(指針第13)

下請参加停止者の指定期間は1箇月とし、ホームページに掲載し公表します。

●「契約遵守窓口の設置」について

(指針第14)

元請負人と下請負人の関係の適正化を図るため、当該工事を所管する部署に契約遵守窓口を開設します。

契約遵守窓口が開設されていることを案内するステッカーを工事現場の見やすい場所に掲げ、工事関係者に周知する必要があります。

※本指針は、京都府ホームページに掲載されていますので、詳細はそちらをご確認ください。

下請工事契約時チェックリスト

(下請契約の元請負人)

商号・名称

代表者

印

工事名					
下請契約の 下請負人	商号・名称				
	建設業許可番号	大臣・知事 特定・一般 第	号	下請回数	次

No.	項 目	はい	いいえ
1	一括下請負は行っていない。		
2	重層下請負は行っていない。 ※建築一式工事・3次まで、その他の工事・2次まで ※次数を超える場合は、重層下請理由書と賃金台帳等の写しを提出		
3	下請負人は、建設業法により営業禁止、営業停止されていない。		
4	下請負人は、京都府から指名停止措置を受けていない。		
5	下請負人は、元請・下請関係適正化指針による下請参加停止者ではない。		
6	下請負人の本店は京都府内である。		
	<本店が府外の場合、選定した理由>		
7	下請負人は、暴力団員等ではない。		
8	下請契約書には、指針第6別表の記載がある。 ※「関係法令の遵守」、「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守」、「是正及び調査への協力」の条項		
9	取引上の地位を利用して、原価に満たない請負代金額としていない。		
10	下請負人には、指針第9の1(1)から(14)に掲げる事項に抵触する事実はない。		
	下請負人は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入している。(適用除外は、はいの欄に「-」を記入)		

■提出書類 ○:直接請負者(府と契約した者) □:1次以下の下請契約の元請人→直接請負者に提出

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工体系図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工体制台帳
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	再下請負通知書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下請契約書の写し(元請下請適正化指針の遵守義務等の条項がある契約書)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下請工事契約時チェックリスト
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	暴力団排除関係誓約書の写し(建設業の許可を有していない者が誓約したものに限る。) ※下請負人が建設業の許可を有していても、元請負人は暴排条例による誓約書を徴取し保管する必要があります。 ※誓約書は、下請負人との契約総金額が150万円以上の場合が対象です。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	重層下請理由書(重層下請負をする場合)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃金台帳等の写し(重層下請負をする場合)

■現場の掲示

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	契約遵守窓ロステッカー(下請負契約をした場合)
--------------------------	--------------------------	-------------------------

<下請工事契約時チェックリスト No. 8>

指針第6別表 府工事等に係る下請契約書に記載する条項

(関係法令の遵守)

第1条 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令及びこれらの法令に基づく監督官庁の行政指導を遵守する。

- 2 元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。
- 3 下請負人は、前項に規定する行政指導を受けた場合は、京都府から直接工事を請け負った者（以下「直接請負者」という。）に対して、行政指導文書及び是正（改善）報告書の各写しを提出しなければならない。
- 4 下請負人は、この契約を履行するに当たり、第三者と請負の契約（以下「下請等契約」という。）を締結する場合には、当該第三者（当該第三者が更にこの契約に関し、下請等の契約を締結した者等のこの契約に関し請負の契約を締結する者を含む。）にも前3項の規定の内容を遵守させるため、これらの規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守)

第1条の2 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、前条に定めるもののほか、京都府が発注工事に關し、工事請負契約を締結する者の責務として別添「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（平成24年8月20日制定。以下「指針」という。）に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する指針の遵守のため、必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。
- 3 下請負人は、この契約を履行するに当たり、下請等契約を締結する場合には、当該第三者（当該第三者が更にこの契約に関し、下請等の契約を締結した者等のこの契約に関し請負の契約を締結する者を含む。）にも前項の規定の内容を遵守させるため、同項の規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(是正及び調査への協力)

第1条の3 下請負人はこの契約の履行に当たり、この契約によって請け負った工事について、直接請負者から次の法令等について違反しているとして是正を求められた場合においては、当該是正の求めに対して誠実に対応するものとする。

(1) 第1条第1項に規定する法令のうち、建設業法施行令第7条の3に規定する法令の規定又は最低賃金法第4条第1項の規定

(2) 第1条の2第1項に規定する指針に掲げる事項

- 2 前項の是正の求めによっても、なお下請負人において是正が行われないと直接請負者が認め、かつ、京都府においても下請負人に是正の必要があると特に認めた場合において、京都府及び直接請負者が共同して当該是正のための下請負人に対する調査を実施しようとするときは、下請負人の事務所への立ち入り及び保有する関係書類の提出その他調査に必要な事項の情報提供等について、積極的に京都府及び直接請負者に協力するものとする。

※契約書に記載が難しい場合等には、別途「覚書」としても良い。

<下請工事契約時チェックリスト No. 10>

指針第9 (建設労働者の雇用条件等の改善)

(建設労働者の雇用条件等の改善)

第9 元請負人及び下請負人は、建設労働者の雇用条件等の改善を図るため、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に現金でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に作成すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。
- (6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に従う等建設工事を安全に施工すること。
特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者及び新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についての者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。
- (8) 常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。
- (9) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法（昭和22年法律第49号）における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- (10) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- (11) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。
- (12) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第7条の3各号に掲げる法令及び最低賃金法（昭和34年法律第17号）第4条第1項の規定を遵守すること。
- (13) 下請契約における労働関係法令の違反について行政指導があつたときは、直接請負者に、当該指導文書（労働基準監督官が交付した是正勧告書）の写しを提出すること。
- (14) (13)において、是正指導をうけた事項に係る是正報告をしたときは、直接請負者に、当該是正報告書（労働基準監督署長あて是正（改善）報告書（監督署の受付印のあるもの））の写しを提出すること。